

## 1. 安心できる介護保障について

### (1) 介護保険について

①低所得者に対する保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

#### [回答]

現在の保険料設定は、介護保険法に基づく6段階方式にて行っています。この6段階は前年度の所得により決定しており、第4期介護保険事業計画に係る21年度から23年度の保険料については、本人が住民税非課税者で課税年金収入額が80万円以下の人にについては、負担割合を下げて設定しましたので、低所得者への配慮はなされていると考えております。

②低所得者に対する利用料の減免制度を実施、拡充してください。

#### [回答]

今のところ、町単独で減免を行う考えはありません。

### ③新基準による要介護認定について

ア. 10月からの「見直し」による介護認定が4月からの新規の認定者も含めて「利用者不在」の認定にならないよう必要な措置を講じてください。

イ. 要介護認定者やその家族・関係者などにわかりやすい説明書を配布してください。

ウ. 認定調査員をはじめ介護サービス従事者に「見直し」の内容の研修、説明会をおこない現場の混乱がおきないようにしてください。

#### [回答]

ア. 10月からの要介護認定については、認定結果のバラツキを是正するために変更された調査方法により実施するものであり、認定調査員が利用者の現状を確実に把握することにより正しい認定結果が得られるものと考えます。

イ. 更新申請時などに窓口で一人ひとりに説明をしていきます。

ウ. ケアマネジャーをはじめとする認定調査員等についても、資料提供や県が実施する研修等にも参加しており特に現場の混乱はおきておりません。

④特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急に行ってください。基盤整備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

[回答]

施設については、海部津島圏域の数量規制等があります。また、年々介護サービス事業も増加していますが、本町は町営にてデイサービスを行っており、今後の状況を見守っていきたいと考えております。

- ⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件及び研修について、財政的な支援をしてください。

[回答]

現在のところ、そういうことについては考えておりません。

### (3) 障がい者控除の認定について

- ①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。
- ②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

[回答]

介護保険の要介護認定者は、介護の手間のかかり具合によって要介護度が決められております。要介護度と所得税法上の障害者控除の対象となる障害者の程度とは異なる尺度であり、要介護度をもって一律に障害者に準ずる者と判断することのないよう国の見解も出ています。よって、この認定につきましては、個々の事例に即して判断していく方針であり、「障害者控除の対象者」は医師の診断書に基づき認定を行っていく考えであります。

## 5. 障がい者施策の充実について

09/09/10

- ① 障がい福祉サービス、自立支援医療、補装具の利用料負担、施設での食費などの負担を市町村独自に軽減してください。

(回答)

負担軽減措置については、国から示されており、本町もこれに倣っているため、今のところ町独自の軽減は考えておりません。

- ② 市町村が行っている地域生活支援事業（移動支援・地域活動センター・日常生活用具等）の利用料をなくしてください。

(回答)

今のところ、利用料をなくすことは、考えておりません。

- ③ 親亡き後の障がい者の生活を守るために、ケアホーム・グループホームの建設・建置費補助、運営費補助を市町村単独で行ってください。

(回答)

ケアホーム・グループホームの建設・運営は、福祉圏域や近隣町村との共同設置が理想であると考えられるため、今のところ、市町村単独では考えておりません。

## 7. 生活保護について

- ① 憲法第 25 条および生活保護法に基づいて、生活保護申請を認めない或いは妨害することのないようにしてください。また、保護が必要な人には早急に支給してください。

(回答)

実施機関である福祉事務所が保護の決定を行っております。電話や窓口において保護の相談があれば、速やかに福祉事務所に通報し、審査事務を行うなど適切に対応しております。

- ② 愛知県通知（2008 年 12 月 11 日）に基づき、稼働能力や居住地のないことを理由に生活保護申請を拒否することのないようにしてください。

(回答)

稼働能力や居住地のないことを理由に生活保護申請を拒否することなく、速やかに福祉事務所に通報し、審査事務を行うなど適切に対応しております。

③ そのために、専門職を含む正規職員を早急に増やしてください。

(回答)

当面は、現行の人員で対応していきます。

## 2. 高齢者医療などの充実について

①後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にしてください。少なくとも、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金（後期高齢者福祉医療費給付）制度の対象を拡大してください。

後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にする考えはない。

後期高齢者福祉給付金は、平成20年8月以降も75歳以上のひとり暮らし非課税者を対象としている。

②70歳から74歳の高齢者が2割負担になった場合、1割分を助成して、自己負担を1割に据え置いてください。

今のところ、そういった考え方を持っていない。国保会計では、財源の捻出が難しい。

③後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。

広域連合において取り扱いを決めている。それにより運用していく。

④後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障害者には、障害者医療費助成制度を適用してください。

県の補助対象外となり、財源の問題もあり、適用は考えていない。

## 3. 子育て支援について

①中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付（窓口無料）で実施してください。

平成21年4月から小学生の入院・通院、中学生の入院（償還払）について適用している。今のところ中学生の通院について拡大する予定はない。

### 参考

平成20年度	0歳～小学校入学前	入院・通院
	小学校入学～中学校卒業	入院（償還払）
平成21年度	0歳～小学校卒業	入院・通院
	中学校入学～中学校卒業	入院（償還払）

## 4. 国保の改善について

①保険料（税）について

ア、これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料（税）の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。

国保税の税率については、保険税の性質上、給付と負担のバランスを考慮し、保険事業の安定化を図るため、必要に応じて税率の改正を行っている。

一般会計からの繰入れは毎年実施しており、町財政の許す限りの繰入れをしている。

減免規定について、従前は災害減免のみを規定していたが、平成20年度に規則を大幅に改正した。（著しい収入の減少について規定を追加した。）

イ、少子化対策として就学前の子供については、均等割の対象としないでください。

財源の問題もあり考えていない。

ウ、前年所得が、生活保護基準の1.3倍以下の世帯に対する減免制度をつくってください。

財源の問題もあり考えていない。

エ、所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

平成20年度に減免規定の見直しを実施したが、財政面からもこのような要件は考えていない。

## ②保険料（税）滞納者への対応について

ア、資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳の年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障害者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育終了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

今まで資格証明書を発行したことはない。資格証明書は、最後の手段として考えている。短期保険証を交付し滞納者とできるだけ面談をする機会を多く持ち納税を促している。今後もこの方針でいきたい。

イ、保険料(税)を支払う意向があつて分納している世帯には、正規の保険証を交付してください。

税負担の公平を図るために行っているもので、あくまでも滞納がなくなるまで短期の保険証を交付していく。

ウ、保険料（税）を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料（税）の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。

短期保険証を交付する際に面談を行うので、当然、生活実態の把握に努めている。それで減免規定の適用ができれば減免を行う。また、当町では「弁護士による多重債務相談」を実施しているので、該当する希望者には周知をしている。

差し押さえ等については、分納などに応じない悪質滞納者に対して行っていく方針である。

③一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度の案内チラシ・申請書などは、行政窓口および医療機関の窓口におくなど、制度を広く住民に周知してください。

平成20年度に要綱を規定した。

（国民健康保険一部負担金の免除、減額及び徴収猶予に関する取扱要綱）

基準生活費の110%以下の世帯 一部負担金 免除

基準生活費の110%を超え120%以下の世帯 一部負担金 1/2 免除

基準生活費の120%を超え130%以下の世帯 一部負担金 徴収猶予

としている。

制度の周知については、検討していきたい。

#### 6. 健診事業について

①特定健診、がん検診、歯周疾患検診については、自己負担を無料としてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。

特定健診事業について、今年度も自己負担をお願いして行っている。

(70歳未満・個別1,000円・集団800円)

集団健診は、8月に実施した。

平成21年度集団健診	国保	252人受診
	後期	54人受診

通年実施については、考え方として持つてはいるものの海部医師会との調整などクリアすべき課題がある。引き続き努力していきたい。

## 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書答弁要旨

保健センター

### [陳情事項]

#### [2] 6. 健診事業について

問 ①特定健診、がん検診、歯周疾患検診の自己負担金を無料としてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。

答 ①歯周疾患検診については、無料です。

がん検診については、有料となっています。これは、国庫補助金等がつかないことと、受診者が多く、個別での医療機関でも実施しているため、検診委託料も高く財政的にも負担が大きいので、無料での実施は、大変難しい。検診等を受診する機会が多い方が、がん等の病気の早期発見につながるという大変大きなメリットがあるので、受診される方にも応分の負担をお願いしております。

実施期間は、集団の場合、保健センターは、他の検診とか予防接種等多くの事業があるため、通年での実施は、不可能であります。また、個別の医療機関の場合も医師会の考え方として、インフルエンザ等の予防接種があるため、実施期間をずらしてほしい意向があり、不可能であります。がん検診は、個別医療機関委託・集団健診をともに実施しております。

問 ②40歳未満の住民を対象に健康診査を自己負担無料で実施してください。

答 ②健康診査は、実施しております。自己負担は、有料となっております。無料での実施は、大変難しい。健康診査を受診する機会が多い方が、病気の早期発見につながるという大変大きなメリットがあるので、受診される方にも応分の負担をお願いしております。

問 ③歯周疾患検診を毎年無料で受けられるようにしてください。

答 ③毎年無料で実施しております。

## 自治体キャラバン陳情回答

### (2) 高齢者福祉施策の充実について

- ① 配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食（ふれあい）方式も含めて実施してください。

（回答）

配食サービスについては、平日、デイサービス等を利用していることなどにより不在者が多いため、当面は現状どおり週1回（土曜日の昼食）で実施していきます。

また、ひとり暮らしの方々を対象とした「ふれあい交流会」については、毎月1回（第4水曜日）実施しています。

- ② 高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般財源で実施してください。

ア. 敬老バスや地域巡回バスなどの外出支援

イ. 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まる場への援助など多面的な施策の拡充

（回答）

財政状況の厳しい中、行財政改革の一環として福祉施策の見直しについても現在取り組んでいるところであります。

現在、福祉巡回バスを利用し、既存の施設（総合福祉センター、老人福祉センター、スポーツセンター等）を活用していただいております。